

# 上関原発用地埋立禁止 #29 住民訴訟の会 News

発行：上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 〒755-0031 宇部市常盤町1-1-9 T&amp;F 0836-21-8003

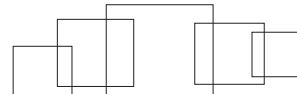
umetatekinshi@gmail.com <https://midoribashi.wixsite.com/juuminsoshou>

上関原発住民訴訟



郵便振替口座 上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 01390-6-52714

## 県議との懇談会を開催して



岡本 正彰

7月6日梅雨の大雨の中、県議との懇談会を開催した。これは当会が昨年から山口県知事に上関原発建設に関する質問を4度にわたりしているのにもかかわらず、ちぐはぐな回答を繰り返すばかりであること、手交にてのやり取りを求めて、裁判中だからという不当な理由で拒否し続ける県知事と、県知事に代わって回答している県職員のふるまいを県議のみなさんにお伝えし、共有していただくことが大きな目的である。それゆえ、ハガキにて全県議に出席を呼びかけたが、実際ご出席いただいたのは藤本県議、中嶋県議、宮本県議、戸倉県議であった。井原県議は出席を予定されていたが、岩国地域に大雨警報が出ていて議会後帰られたので、出席がかなわなかった。

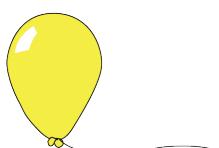
話は、7月13日中電申し入れの準備会も兼ねてのものとなった。中電の申し入れの際の条件は、コロナ禍なので緊急事態宣言が解除されたとはいえ、百歩譲って人数制限は理解出来得るが、申し入れは1時間以内（小畠事務局長によると、はじめは30分以内と言われたとのこと）、質問されても答えないし、後日お答えすることもないと言われることは、企業倫理が疑われる物言いだと感じた。新聞記者を同行させたら、申し入れには応じないとも言われたそうであるが、申し入れの内容や申し入れに対する中電の振る舞いを読者に広く知られることは、新聞記者の責務であり、侵されてはいけない権利だと思った。

山口県知事や県職員の振る舞いについて意見する機関は、藤本県議によると、人事課だそうである。しかしながら人事課という県庁の一部署である機関が、当会の意見にどこまで聞く耳を持つかについては、一考を要するところである。もっと外部から、中立的な立場で、県知事や県職員の振る舞いについての意見を聞いてくれる機関が必要である。そもそも、当会は県知事に対して質問しているのであるから、いくら関係部署とはいえ、職員に質問を書かせること自体、当方に対して不誠実であるし、自分が答えづらい質問を部下である県職員に答えさせることは、職権乱用にあたると私は考える。

コロナ禍に自然災害が重なり、避難の方法で、個人も自治体も一層考える昨今となった。原発事故が自然災害でなく人災であることは、9年前の福島原発事故を見て明白である。同時に原発事故によるリスクは人の考え方や力で回避することもできる。それは原発をなくすことであり、上関原発に至っては、原発を建てさせないと尽きる。それなのに山口県知事は中電に対し、公有水面埋立免許を延長し続け、上関原発を建てさせようとしている。原発事故によるリスク回避が県民の安心・安全を守る県知事の重要な責務であるはずなのに、その責務を放棄している。

先日Youtuberへずまりゅうが山口県各所をめぐり、県内のコロナ感染者を増やしたことについて、会見で「何てことをしてくれるんだ」と憤っていた。もちろん、へずまりゅうの言動は反省されるべきであるが、このコロナ禍においても上関原発建設に対しての考えを変えようとしない県知事に、「あなたはどうなのですか？」と問いたい。原発事故はコロナ以上、人を死なせ、多方面から人を傷つけ、そして今も苦しめる。この時期に、公有水面埋立免許を不許可にできない、県民の質問に真摯に答えようとしない県知事に対し、「何てことをしてくれるんだ」と言いたい。

(おかもと・まさあき／事務局員)



# 中国電力（株）への申し入れ報告

小畠 太作

日時：2020年7月13日(月)12:55～13:50

会場：中電本社2号館1階会議室

中電：小林弘明（地域共創本部総括・広島県域グループマネージャー）

西村（地域共創本部広島県域グループ副長）以上対応

以下記録等 畠原秀之（コンプライアンス推進部門総務グループ担当課長）他1名（計4名）

当会：小畠太作 浜野勝 浜野ミヨ子 藤本一規 三浦翠（計5名）

2020年3月23日付で当会が出した質問書に対して、中国電力（株）は文書回答はおろか、回答そのものをしないとし、回答の期日（2020年4月10日）が来てもその連絡すらもして来ませんでした。後者については、わたしからの電話抗議に対して不承不承謝罪したもの、回答そのものについては固辞し続けたのでした。

傲岸不遜極まりないこの同社の態度に対して、当会事務局会議（2020年6月12日）は直接申し入れをすることとし、その交渉を事務局員の浜野勝さんに委託しました。そして、浜野さんによる交渉の結果、実現したのがこの度の申し入れです。

但し、中電からは、話は聞くが応答はしないとの条件を付けられました。その他、感染症対応につき参加者7名以内、1時間以内、マスコミ同伴は拒否との条件も付けられました。

そこで、前週に予定していた県議会議員との懇談（立憲議連議員主催）において、この度の申し入れについて

も相談することとし、改めて回答しないこと自体、あるいは拒否している理由（下記「質問書」）についての質問書を作成して当日提出することとした次第です。

申し入れ当日は、連日の雨の中、5人はいずれもが山口県から12:30には中電ロビーに集合。若干の打ち合わせ後、迎えに来た中電側対応者に案内されて、2号館1階の会議室に。

冒頭、各人自己紹介の後、中電は当方からの先の質問書に対して回答しない理由を改めて次のように述べました。「質問は訴訟への対応が目的と考えられ、当事者でない訴訟や関連する事項に関連するやり取りは適切ではない」からだと。

相変わらず意味不明ですが、予定通り先ずは改めて当方が用意した質問書を手交、これに対して回答して貰うこととし、協議に入りました。

質問書は下記の通りです。申し入れと協議はゴシック体で質問の後に記します。

## 「上関原発に関する質問」への中国電力（株）の対応に関する質問

日頃の電力供給のためにご尽力下さりありがとうございます。

さて、2020年3月23日付の当会の標記質問書に対して、御社は当初これに、①回答しない、②回答しないことの通知もしない、とされました。その後、②については、当会からの抗議に対して謝罪されましたが、①については固執されたままです。従って、本日、改めて質問書を手交する次第ですが、手交は受け入れるもの、回答は一切しないという条件を付けられました。

回答しない理由として御社は、当会が「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」の原告を支援する団体だからと言われます。しかしながらこの理由は、当方にとって理解及び納得できないものです。そこで下記、この点について質問しますので、本日ご回答下さると共に、後日文書にて回答を現して下さるようお願い致します。

なお、第1項（1）と（2）については、当会についてではなく、一般論としてご回答下さい。

## 記

### 1. 説明責任について

(1) 2016年7月7日付中國新聞社の世論調査によれば、山口県民の64.4%が上関原発建設に反対であり、賛成の21.3%の3倍以上です。これに対して、同事業を進めたいとする御社は説明及び説得の義務があるのではないかでしょうか。

(2) 御社は公共性を自負されており、「企業行動憲章」並びに「企業倫理要綱」を定め、「地域社会との信頼関係構築に努める」とこと、「法令等の遵守のみならず、社会的良識をもって公正・誠実に行動する」とこと、「人権を尊重」すること、更には顧客に対して「不快感を与えることのないよう接する」とことや、「申し出に対しては、迅速かつ誠実に対応する」と定めています。従って、御社の行為の法的根拠についての質問に対して回答されるのは、御社にとって義務と言えるのではないかでしょうか。

こんな質問には当然、「イエス」と言うべきところですが、不承不承、曖昧模糊に否定はしない・出来ないという態度と返答でした。挙げ句に「義務」の意味が分からぬなどと言う始末。部屋の隅で記録を取っていたコンプライアンス推進部門の担当者は、この地域共創本部の対応をどう捉えて報告するのでしょうか。「憲章」も「要綱」も形骸化して甚だしいのでしょうかから、期待はしませんけど…。

(3) この度御社は、回答しないこととした旨の連絡もしないこととした訳ですが、これは憲章と要綱に違反する行為だったのではないかでしょうか。

不承不承ながらも上記を否定できなかったのですから、そして実際電話で謝罪もしたわけですから当然ここも「イエス」のはずなのですが、いくら論理矛盾を指摘しようが、違反とは認めないと言い張られました。この辺は、山口県庁や日本政府と同質であることを思わされました。つまり、権力の横暴です。

またここで、回答を文書で貰えるかを確認したところ、「文書回答はしないことになっている」という回答でした。

### 2. 論理の飛躍について

(1) 前項で述べたとおり、御社には、多くが山口県民である当会に対して説明責任と義務があり、従って、当方には知る権利があると考えます。また、当会の質問は、御社の行為の法的根拠について、あるいは行為に関する事実についてであり、且つ裁判の争点でもありません。にも関わらず、御社が当会の「裁判支援」を理由に回答しないこと、すなわち、自らの説明責任を放棄し、わたし共の知る権利を剥奪することは理解及び納得が出来ません。要するに、「裁判支援」から「回答しない」の結論の間の説明が欠如しているのです。この欠如部分について、当会が分かるようにご説明下さい。

中電は、ひたすらに冒頭に記した理由を繰り返すだけでした。仕方がないので、理由としている言葉を当方がかみ砕いて、改めて質問したのですが、唯々同じ言葉を繰り返すだけでした。

そこで切り口を変えて、同席の社員たちに説明する意味で、当方が、中電が質問書に回答しない理由として考える点を述べました。原発再稼働の新規制基準を上関原発に適用できる法的根拠がないことです。事実、中電が「勝手に」適用していることは経産大臣も原子力規制庁も言っているのであり、従って「法令遵守」などとは到底言えないのが真実であると。その他にも社員には知ってもらいたいことが多々ある訳ですが、時間の都合で申し述べられたのはこの一点だけでした。

その他、海上ボーリング調査の目的などを質す場面もありましたが、これは申し入れ受け入れの条件付けに反するということで、案の定退けられました。

(2)当該裁判の判決確定以降は、回答されるおつもりなのでしょうか。

明言回答は避け「その時に検討する」というものでした。

総じて言うと、対応した「地域共創本部」とは、単なる露払い役でしかなく、その名称とは裏腹に、全く信頼をつくる気などないと言うことです。もっとも「創」という文字には「つくる」という意味はありません。

こういう回答と態度は、一見すると会社にとって都合のよい態度であり、そういう態度が出来る社員が重宝されているのでしょうか、真実は、逆に会社に不利益をもたらしている振る舞いです。山口県庁も、国政府も同じですが、こうしたことに気付くことも出来ていない組織体質の証左に他なりません。勿論、原発政策などという

ものがその最たるものではあるわけですが…。いずれにしても、こうした退廃した集団が、必ず衰退の末路を迎えることは、歴史が証明しているところです。

とは言え、それ待っていることはできません。今為せること、為すべき事を見出して、何でもやっていきたいと思います。

この度は、山口県から参加の皆様、お疲れ様でした。当会では、遠方からのこうした参加者には交通費の支援をします。是非、次の機会にはご参加下さい。

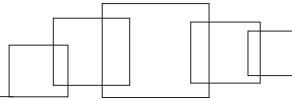
(おばた・たいさく／事務局長)



### 会員募集にご協力下さい

会費を添えて、お名前住所電話番号 E-mailなどを記載して事務局迄お申し込み下さい。同封の振替用紙をご利用になれます。E-mail または HP からでも手続きできますし「募集パンフレット」(申込書付)も利用できます。必要な方は事務局迄ご請求下さい。

# 事務局報告



## 1. 2020年度会計（2020.6.1～2020.7.31）

(1) 通常会計 会の運営に用いられます。

(円)

収入					支出				
科目	予算	期間	年度累計	備考	科目	予算	期間	年度累計	備考
会費	170,000	21,000	107,500		会議費	15,000	0	0	
寄付金	150,000	45,000	63,000	内訳下欄	事務費	20,000	1,342	4,171	6月分
前年度繰越	1,023,560	0	1,023,560		広報費	150,000	24,632	47,130	News印刷/送料
雑収入		0	0		活動費	270,000	15,950	15,950	
					旅費	200,000	0	0	
					その他	70,000	15,950	15,950	県議懇談、中電申入
					雑費	23,000	3,990	9,061	
					雑費	3,000	0	0	
					手数料	20,000	3,990	9,061	郵便振替手数料
					予備費	207,899	—	—	
					次年度繰越金	500,000	0	0	
					小計	1,185,899	45,914	76,312	
					残高	0	20,086	1,117,748	
合計	1,185,899	66,000	1,194,060		合計	1,185,899	66,000	1,194,060	

【寄付金協力者（敬称略）】お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

石井 勇	崎田 修平	中村 满吉	森田 広数
石田 耕一	佐々木明美	野村 英昭	(他、匿名2件)
上本 恵子	田中 照久	星谷 召子	
河本 文江	田中 豊	宮本 暢子	

(2) 裁判費会計 裁判に要する印紙代や送料等、弁護士事務所で負担している実費の補填に用いられます。

(円)

収入				支出			
科目	期間	年度累計	備考	科目	期間	年度累計	備考
前年度繰越金	0	204,000		弁護士事務費補助	200,000	200,000	
残金	231,000						
寄付金	47,000	74,000	内訳下欄	残高	78,000	78,000	
合計	278,000	278,000		合計	278,000	278,000	

【裁判費協力者（敬称略）】お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

上本 恵子	河本 文江	佐々木明美	田中 豊	宮本 暢子
勝津 真理	崎田 修平	田中 照久	中村 满吉	(他、匿名1件)

## 2. 会員登録状況 会員登録者数 180名（2020/8/4現在）

### 原告の皆様へ 裁判費にご協力下さい

裁判の主体は、あくまで原告と被告です。しかしながら、本訴訟では、原告の委託を受けた代理人である弁護士が、多くを自弁して下さっています。少なくとも、印紙代や送料等の実費程度は原告で負担したいという思いで、裁判費特別会計が設置されています。

原告の方は、何卒ご理解とご協力ををお願いいたします。10,000円／年を目処にお願いしていますが、実状に応じて結構です。原告以外のご支援も歓迎します。

### 会費を納入して下さい 1,000円／年

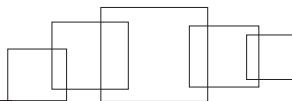
登録情報に変更がなければ振替用紙への記載は、お名前その他に郵便番号または電話番号だけでも結構です。登録状況は封筒宛名右（E-mailの方は本文冒頭）にてご確認下さい。過去未納の場合は、継続するところまで遡っての入金となりますので、ご了承下さい。

### 寄付にご協力下さい

当会の運営は、会費と皆様からの寄付金のみです。皆様のご協力をお願い致します。寄付金のみ（会員登録なし）も受け付けています。同封の振替用紙をご利用下さい。

# 刑事告訴について

—其の三—



小畠 太作

去る7月31日付で、検察審査会に「審査申立書（追加）」を提出した。

これを記すに先立って、今更であるが、2008年6月に中国電力が山口県知事へ提出した「公有水面埋立免許願書」を情報公開請求により入手した。「願書」は添付図書を含めて、1000頁近くになる。案の定、その大半を占めるのは環境影響調査報告に当たる図書で700頁程にもなる。なるほど、これらを再調査して再提出するとなれば、莫大な費用と時間を要することは容易に想像がつく。片や中電が、海上ボーリング調査のため的一般海域占有許可については、あっさり再申請にした時に、どうして公有水面埋立免許については執拗に延長にこだわるのかと改めて思ったのであるが、この「願書」を見て納得がいった。

また、「願書」には、諸権利者の同意書が添付されている。知らなかつたが、NTT西日本も同意していた。そして例の「山口県漁業協同組合 代表理事組合長」が、区域ごとに「上関支店 運営委員長」と「四代支店 運営委員長」と連名で同意している。ここで気になったのは、それらの同意の根拠となる、各総会の日付である。いず

れもが、1996年12月なのである。しかし、同意書の日付は「願書」提出の直前の2008年6月である。つまりその間、11年半のブランクがあるわけである。民法によれば総会決議の有効性に疑義を挟む余地があろう。もっとも、それを提起出来る当事者性の問題があるが。当然、再申請するとなれば、更にその有効性には疑義を挟む余地が大きくなるであろう。総会から現在まで、四半世紀を経ようとしているのだから。加えて、その間に起きた東日本大震災の影響があるのであり、漁協は再同意するにしても、より高額な補償金を請求出来るということになろう。

結果、大株主の山口県知事は、免許を継続させることでこれら中電の負担を回避させたし、当初からそれを目的とした違法な免許延長という論理構成で申立書を記し、上記の書類を諸々添付した。残念ながら、時間が足りず、被害については公有水面の損壊に留まった。

告発への切替も。東京高検問題も含めはしたが、果たして審査会はどうするか。原発事故の責任まで考えてくれるといいのだが。

(おばた・たいさく／原告)

## 上関原発用地埋立禁止住民訴訟とは

山口県知事が上関原発建設のため上関町田ノ浦の公有水面埋立を中国電力に免許してから3年、竣工期限の前日2012年10月5日、中電は竣工期間伸長許可申請を知事に提出。これに対し知事は中電から4度にも及ぶ補足説明を経て、2013年2月26日、標準処理期間も越えて許否の判断をしませんでした。続いて知事は、同年3月19日、今度は回答期限を1年とする5度目の補足説明を中電に求め、更にまた1年、また1年と、都合7回の補足説明を求めるという行為によって、その間、免許は失効しないとしたのです。そして、2016年8月3日、正当な理由などない中、免許伸張をしたのです。

これは明らかな権力の濫用であり、公有水面埋立法違反です。

公有水面埋立法では免許期間の延長については先ずもって「正当の事由」が認められなくてはならないとあり（13条の2）、更に「正当」の内容についても別途定めがあります（『港湾の行政の概要』）。

この行政の権力濫用に対して、2013年6月11日、市民有志によって違法な公費支出に対する住民監査請求が行われましたが、同年8月2日、却下の決定が下されました。そこで、監査請求人が原告となり2013年8月30日に提訴されたのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。

2018年7月11日、山口地裁は山口県知事の行為は裁量権の逸脱であり違法と判示、県側に240円の返還請求を命じました。これに対して県側は、十分な反論をさせて貰えなかったなどと身勝手極まりない理由で、また議会を経ることもなく控訴。またしても違法な公費支出の上塗りをしました。

2020年1月22日、4回の口頭弁論を経て広島高裁は住民側の勝訴部分を取消し、県側の全面勝訴という不当判決を言い渡しました。判決の理由は、判断留保が長くとも申請者である中国電力が容認していたのだから違法ではないというものでした。

この住民無視の主権在民にも反する判決に対して、住民側は上告受理申立書を2月4日に広島高裁に提出、続いて4月22日に上告受理申立理由書を最高裁に提出しました。

上関原発住民訴訟



HP引っ越しのため検索に出ないかも知れません。その場合は、ご面倒ですが、

<http://midoribashi.wixsite.com/juuminsoshou>